

## えづりん貸出要項

### (趣旨)

第1条 この要項は、江釣子地区の「地区民が元気に輝いて暮せる街づくり」を広くPRするために作成したゆるキャラえづりん（以下「着ぐるみ」という。）の貸出し等に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (貸出)

第2条 江釣子地区自治振興協議会「以下（協議会）という。」は、協議会の業務に支障を及ぼさない範囲において着ぐるみの借用を希望する者（以下「借用者」という。）が企画又は実施する各種イベント等で江釣子地区のイメージアップに資すると認められる場合に着ぐるみを貸出すことができる。

### (貸出対象者等)

第3条 協議会は、次の各号のいずれかに該当しないことを条件に、業務に支障を及ぼさない範囲において、承認することができる。

- (1) 営利を目的には貸し出さない。
- (2) 法令や公序良俗に反するおそれがあるとき。
- (3) 特定の政治活動、思想活動または宗教活動に利用されるおそれがあるとき。
- (4) 特定の個人または団体等の売名に利用されるおそれがあるとき。
- (5) 江釣子地区のイメージを損なうおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか着ぐるみの貸出しが不適切と認められるとき。

### (貸出申請)

第4条 借用者は、えづりん借用（承認）申請書（様式第1号。以下「借用（承認）申請書」という。）を協議会に提出し、その承認を受けなければならない。

2 借用（承認）申請書は、借用を受けようとする日の2ヶ月前から7日前までの期間に提出しなければならない。なお、協議会が特別の事情があると認めたときは、この限りではない。

### (使用上の遵守事項)

第5条 前条第2項の規定により貸出承認を受けた者は、着ぐるみの使用にあたって次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 江釣子地区のイメージを損なうような使用をしないこと。
- (2) 承認された用途にのみ使用すること。
- (3) 譲渡及び転貸しないこと。
- (4) 使用の際に発生する運搬等の費用は、借用者が負担すること。
- (5) 使用にあたっては、汚損、破損、紛失防止のため、取扱には十分注意し、修繕、洗浄、弁償が必要となった場合には、速やかに連絡、協議のうえ、使

用者の責任と費用負担により原状回復すること。

(6) 商標登録出願を行わないこと。

(使用料)

第6条 着ぐるみの使用料については、無償とする。

(貸出期間)

第7条 着ぐるみの返却は、使用後の翌日とする。ただし、協議会が認めた場合は、この限りでない。

(使用状況の報告)

第8条 使用者は、着ぐるみの使用状況について速やかに写真等をもって使用状況を協議会に提出すること。

(貸出承認の取消し)

第9条 協議会は、着ぐるみの使用が、この要項の内容に違反していると認めるときは、承認を取消することができる。

2 前項の承認の取消しは、えづりん借用承認取消通知書（様式第2号）より通知する。

3 協議会は、承認を取消されたことにより生じた損害について、賠償する責任を一切負わない。

附 則

この要項は、平成27年12月22日から施行する。